

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 業務課

1. 監査実施期日 : 令和2年7月17日
2. 監査結果報告 : 令和2年8月20日

1 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
【全体】 ア 誤字脱字や記載漏れ、押印・收受印漏れ等の軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完、訂正されたい。 【請求書関係】 ア 請求書綴において、請求書の簿冊に電柱敷地料の納入通知書兼領収書が編綴されていたので、文書取扱規程に基づき、適正に管理されたい(R1)。 【業務委託関係】 ア 業務委託契約において、①加美、玉造、古川斎場の除雪業務について、契約伺いの起案書に契約保証金免除の根拠規定の引用がなかった。契約保証金を免除する場合は、契約伺い及び契約締結報告の起案に、免除する旨を根拠規定とともに明記されたい(R1)。また、消費税に関する届出書の提出がなかったもので、適正に事務処理されたい(R1)。②消費税に関する届出書の収受日が契約締結日より後の日付であるものが複数見受けられた〔火葬炉設備保守管理業務(大崎広域玉造斎場)、火葬炉設備保守管理業務(大崎広域涌谷斎場)ほか〕。消費税に関する届出書は、契約締結時の提出書類であるので、収受日は契約締結日と同日となる(R1)。③着手届及び業務工程表、管理技術者等通知書の提出期限を遵守していないものが複数見受けられた〔植栽等管理業務(大崎広域加美斎場)、空調設備管理業務(大崎広域古川斎場)、告別ホール等壁面清掃業務(大崎広域加美斎場外)、非常用予備発電装置点検整備業務(大崎広域加美斎場外)ほか〕。事務処理の時系列を整理すると、着手届及び業務工程表は契約締結後10日以内に発注者へ提出となるが、着手届に記載されている着	ア 指摘箇所については確認、訂正し職員へ周知しました。 ア 納入通知書兼領収書綴へ綴り直しました。 ア ①契約保証金免除の根拠規定を契約伺い及び契約締結報告の起案にそれぞれ明記しました。また、不足書類については添付、補完しました。 ②契約締結日と同日の収受に訂正いたしました。 ③指摘がありました各書類については、すべて着手日前の収受に訂正いたしました。	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 業務課

1. 監査実施期日 : 令和2年7月17日
2. 監査結果報告 : 令和2年8月20日

2 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
手日を確認すると、着手日が履行期間の始期と同日でかつ契約締結日の翌日となっていることから、管理技術者等通知書は着手日前までに着手届及び業務工程表と併せて提出となるので、收受日は同日となる(R1,R2)。④自動ドア管理業務(加美斎場外)について、完成検査合格から請求書の受理・支払いまでの期間が1か月近く開いていた。適正性を欠いた事務処理であるので、是正すること(R1)。⑤油タンク検査業務(大崎広域加美斎場外)について、消費税に関する届出書、着手届及び業務工程表、管理技術者等通知書、経歴書の提出がなかったので、適切に事務処理されたい(R1)。 【修繕・工事関係】 ア 修繕・工事関係において、①着手届及び工事工程表、現場代理人等通知書の提出期限を遵守していないものが複数見受けられた[冷却水ポンプ交換修繕(大崎広域古川斎場)、障がい者用トイレ自動ドア修繕(大崎広域加美斎場)、高圧ケーブル更新修繕(大崎広域加美斎場)ほか]。事務処理の時系列を整理すると、着手届及び工事工程表は契約締結後10日以内に発注者へ提出となるが、着手届に記載されている着手日を確認すると、着手日が工期の始期と同日でかつ契約締結日の翌日となっていることから、現場代理人等通知書は着手日前までに着手届及び工事工程表と併せて提出となるので、收受日は同日となる(R1,R2)。②諸経費の算定について、火葬炉搬送装置修繕(大崎広域加美斎場)の設計内訳書を見ると、共通仮設費率と現場管理費等率の算定式の率がいずれも下限の率を下回っているにもかかわらず算定式の率を適用していた。積算基準を再度確認し、適正に事務処理されたい(R1)。③冷却水ポンプ交換修繕(大崎広域古川斎場)、障がい者用トイレ自動ドア修繕	④事務手続きについては、適正かつ速やかに処理いたします。 ⑤不足書類については添付、補完しました。 ア ①指摘がありました各書類については、すべて着手日前の収受に訂正いたしました。 ②指摘内容を確認し、今後諸経費において同様の誤りがないよう適正に算定処理を行います。 ③監督員と立会者をそれぞれ別の職員に訂正いたしました。	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 業務課

1. 監査実施期日 : 令和2年7月17日
 2. 監査結果報告 : 令和2年8月20日

3 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
(大崎広域加美斎場)について、完成検査復命書の監督員と立会者が同一職員となっていた。工事等検査規程第7条第1項の規定に基づき、監督員及び当該工事等に精通した職員の立会いのもとに行うものとする(大崎広域松山斎場)について、契約方法を1者特命随意契約とし、理由については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、契約規則第29条第1項第4号及び第5号を適用していた。当該修繕の予定価格を考慮すれば、同項第1号(地方公共団体の規則で定める金額の範囲内で契約をするとき)＝契約規則第28条各号に掲げる契約の種類に応じた額を適用した少額随意契約に該当する(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号と第2号以下の各号が該当する場合は、第1号が優先適用)。修繕契約の場合は工事請負契約書の様式を準用するので、1者特命随意契約を行う場合は、建設工事執行規則第26条第1項ただし書き(同項各号いずれか1つ)を適用し、1者から見積書を徴収することになる(R1)。 ⑤自動火災報知設備修繕(大崎広域古川斎場)について、着手届及び工事工程表等の書類の提出がなかったため、適正に事務処理されたい(R1)。 ⑥契約保証金の取扱いについて、規定の引用がないものが複数見受けられた。契約保証金を免除する場合は、契約伺い及び契約締結報告の起案に、免除する旨を根拠規定とともに明記されたい(R1,R2)。 【支出負担行為・支出命令関係】 ア 支出負担行為・支出命令関係において、①公用車リース(フィールダー)、②公用車リース(プリウス)について、支出負担行為日に誤りはないが、支出負担行為の事務処理が契約締結日から1か月以上経過していた。会計事務規則第39条第1項(別表第4)の規定	④修繕契約での1者特命随意契約について、建設工事執行規則からの引用に訂正しました。 ⑤不足書類については添付、補完しました。 ⑥根拠規定が明記されていなかった起案書には、それぞれ追記しました。 ア ①複数年契約の支出負担行為について、予算書等で確認し処理漏れなく適正に執行いたします。	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 業務課

1. 監査実施期日 : 令和2年7月17日
 2. 監査結果報告 : 令和2年8月20日

4 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
により、歳出科目が使用料及び賃借料の場合、支出負担行為として整理する時期は「契約締結するとき」とされている。併せて、予算事務規則第23条に予算執行状況の整理の規定があり、支出負担行為の額等を整理し、予算の執行状況を明確にしておかなければならないとされている。規定に基づき、適正に事務処理されたい(R2)。②空調設備管理業務(大崎広域加美斎場)の変更支出負担行為について、支出負担行為額が50万円超300万円以下であるので専決者は事務局長となるが、課長専決で処理されていた。事務決裁規程に基づき、適正に事務処理されたい(R1)。	②事務決裁規程を再度確認し、今後適正に決裁処理をいたします。	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。